

インドネシア特許制度の留意点（改訂版）

2015年04月27日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

（旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所）

1. はじめに

インドネシアは、東南アジア諸国連合(ASEAN)の加盟国の一つです。中でも、インドネシアは、2億4千万人を超える人口を有し、豊富な労働力の獲得先として、また一大消費市場として注目を集めています。各国企業は、アセアン加盟国への特許出願数を増加させる傾向にあり、インドネシアもそのうちの一つの有力な国として考えています。

特許制度については、1989年に特許法が改正された後、第13/1997の改正法が1997年5月7日に施行され、更に特許法が改正され、2001年8月1日に施行された第14/2001の特許法が現行の特許法として適用されています。

self-collision、補正、明細書の内容追加、審査の促進、クレームを作成する上で留意すべき事項等、インドネシアの特許制度について留意すべき事項について以下に説明します。

【全 12 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政（大阪本部在籍）
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆（大阪本部在籍）
TEL : 06 - 6351 - 4384（代表）
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.